

平成26年度「定期報告実務要領講習会」質問事項と回答

(建築物関係)

No.	質問	回答
1	調査項目1(4)(5)通路に物品が放置してあって、幅員が確保出来ない場合は「要是正」としていいでしょうか。	そのとおりです。
2	調査項目3(6)(7)「屋根」の定義についてですが、RC造陸屋根で単層アスファルト砂付葺きは、ここである屋根に該当しますか。	3(6)(7)は、勾配屋根を想定しています。単層アスファルト砂付葺きは「定期調査業務基準」286頁のとおり任意調査項目なので、ここには該当しません
3	調査項目4(15)用途が事務所、店舗で防火区画に該当する壁も「界壁」になりますか。	調査項目では「界壁、間仕切壁、隔壁の状況」となっています。防火区画に該当する壁であれば調査対象となります。
4	特定天井の200㎡とは、1スパンの空間をいうのでしょうか(中間に柱があっても200㎡になりますか)	平成27年4月1日調査分から、定期調査報告の対象となる天井が「特定天井」に変更となります。このことに関する『技術的助言』が、1月13日付で国土交通省建築指導課から出されました。これによると、国土技術政策総合研究所(国総研)が平成25年に公表した資料第751号『建築物における天井脱落対策に係る技術基準の解説』に拠ることと解されますので、それを参考にして下さい。同解説は、国総研のホームページからダウンロードすることが出来ます。
5	調査項目4(35)100kg以下でも、懸垂物落下チェックの対象になりますか。	判定基準は「照明器具又は懸垂物に著しい錆、腐食、緩み、変形等があること。」となっており、調査対象となります。100kg以上の場合は、国から出されている「懸垂物安全指針」(平成元年5月16日付住指発157号)を参考にしてください。
6	調査項目5(27)(28)『調査業務基準』248～249頁にある排煙設備とは、天井から80cm以内にある引違い窓や手動式回転窓も含みますか。	排煙窓も調査対象となります。
7	調査項目5(6)存在はしているが、既に使用をしていない煙突も調査の対象になりますか。	使用していない場合でも、煙突があれば調査対象となります。

(建築設備関係)

8	『建築設備定期報告実務要領講習会』資料(カラー32頁)の13頁【排煙口閉鎖作業】より →排煙口の不具合で閉鎖できない場合は要是正とありますが、検査項目番号はどれが該当するのでしょうか。もしくは特記事項に記載するのでしょうか。	1(17)を要是正とします。中央管理方式の場合で制御又は作動できなければ1(19)も要是正となります。
9	『建築設備定期検査報告関係Q & A事例集』のQ2より →間仕切り変更された居室に非常用照明装置・排煙口が設置されていない場合「要是正と判定される」とありますが、検査項目番号はそれぞれどれが該当するのでしょうか。もしくは特記事項に記載するのでしょうか。	非常用照明装置の場合は1(1)、排煙設備の場合は1(11)で、それぞれ要是正となります。